

○羽生市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年9月30日

条例第24号

改正 平成27年12月28日条例第27号

平成29年5月23日条例第12号

平成29年10月4日条例第16号

令和元年9月30日条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び市長又は羽生市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度において、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することがで

きる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報を利用できる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項及び第3項のただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成27年12月28日条例第27号)

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月23日条例第12号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則 (平成29年10月4日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の別表第1の7市長の項及び別表第2の7市長の項の規定は、改正前の別表第1の7市長の項に規定する補助金の支払が完了するまでの間は、なおその効力を有する。

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	羽生市在宅重度心身障がい者手当支給条例（昭和54年条例第15号）の規定による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	羽生市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例（昭和58年条例第1号）の規定による医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）に対する日常生活上の便宜を図るための用具（以下「日常生活用具」という。）の給付に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	羽生市子ども医療費支給に関する条例（昭和48年条例第19号）の規定による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	羽生市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第21号）の規定による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	常時介護を要する在宅の高齢者に対する介護用品の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護サービスを利用している低所得者に対する当該サービスに係る利用者負担額の助成に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定による就学困難と認められる児童又は生徒の保護者（学校教育法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対する就学に必要な費用（以下「就学援助費」という。）の支給に関する事務

	る事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	市の設置する小学校又は中学校の児童又は生徒であって、特別支援学級（学校教育法第81条第2項に規定する特別支援学級をいう。）に就学するもの又は学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当するものの保護者に対する就学に必要な費用（以下「特別支援教育就学奨励費」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の実施に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	羽生市在宅重度心身障がい者手当支給条例の規定による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	羽生市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例の規定による医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、国民健康保険法（昭和33年法律

	もの	第192号)の規定による保険給付の支給に関する情報(以下「国民健康保険給付関係情報」という。)又は後期高齢者医療給付関係情報(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者医療給付の支給に関する情報をいう。)であって規則で定めるもの
4 市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	羽生市子ども医療費支給に関する条例の規定による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、国民健康保険給付関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	羽生市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、国民健康保険給付関係情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	常時介護を要する在宅の高齢者に対する介護用品の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険法の規定による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの
8 市長	介護保険法の規定による介護サービスを利用している低所得者に対する当該サー	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係

	ビスに係る利用者負担額の助成に関する 事務であって規則で定めるもの	情報であって規則で定めるもの
--	--------------------------------------	----------------

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、住民票関係情報、地方税関係情報、国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による保険料の免除に関する情報又は児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの